

## 第5章 介護保険事業費の見込量及び保険料

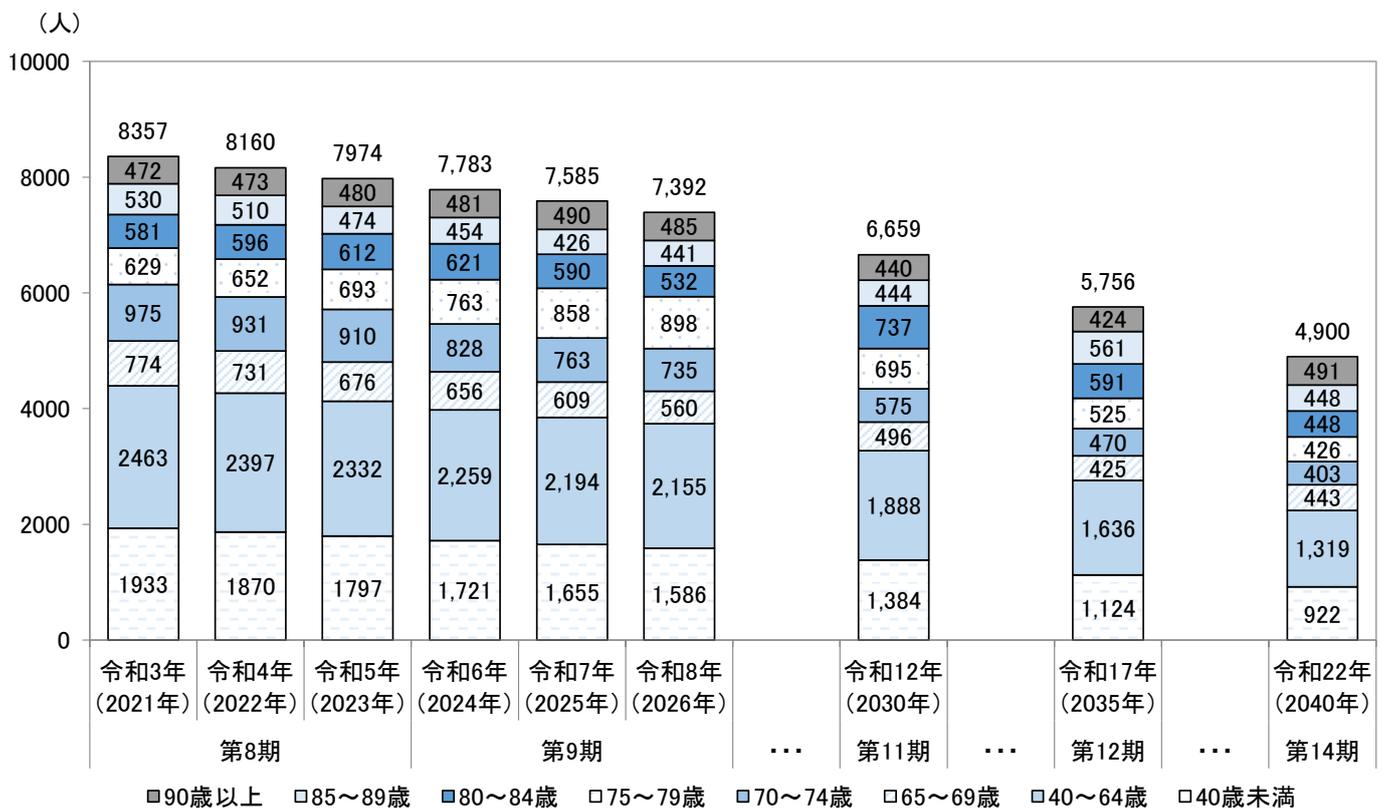
### 第1節 各年度の高齢者等の状況

#### (1)人口の推計

本町の将来推計人口は、第9期以降も総人口は減少し、高齢者人口も減少傾向となりますが、総人口の減少が進むため、高齢化率は増加傾向となり、令和22年（2040年）には54.3%となる見込みです。

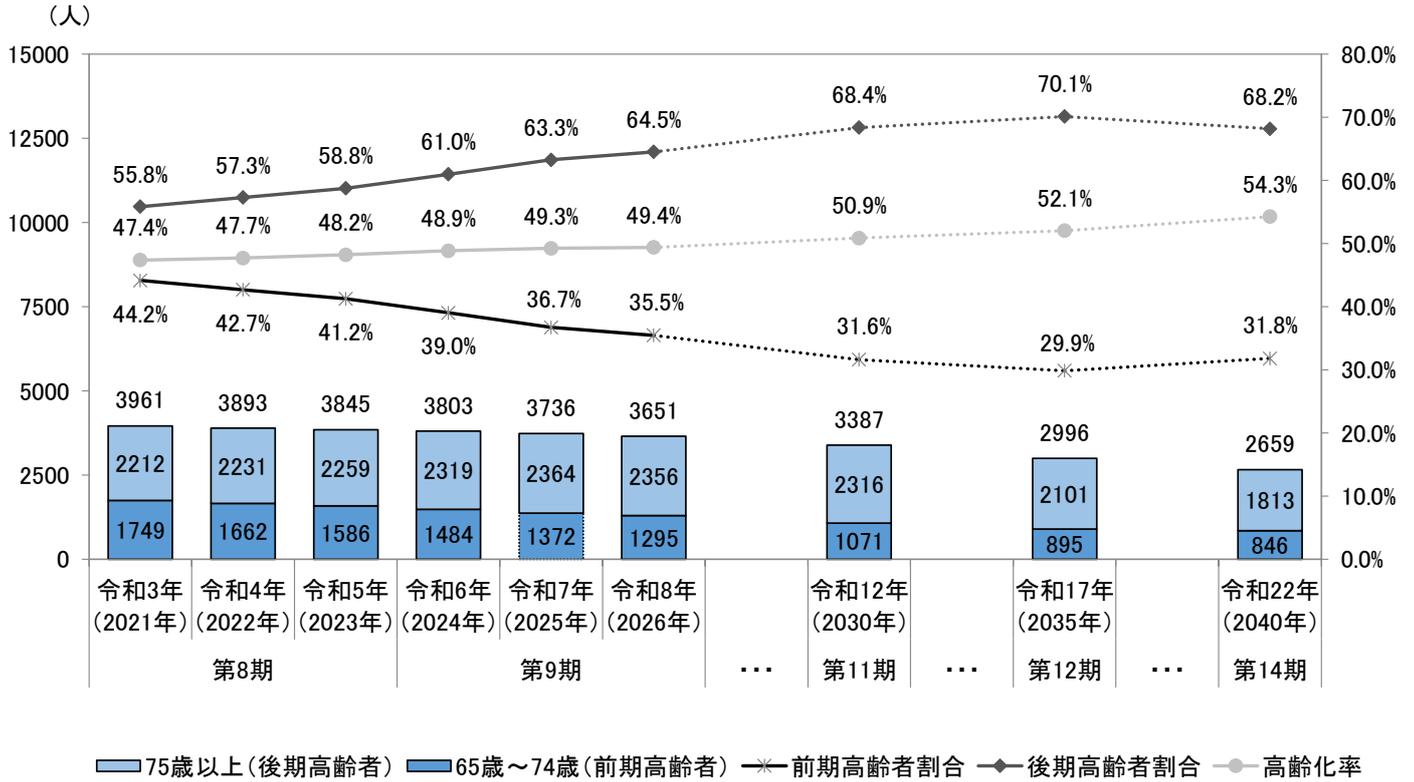
また、前期高齢者の65歳以上人口に占める割合は減少する一方で、後期高齢者の65歳以上人口に占める割合は増加する見込みです。

#### 【本町の将来推計人口】



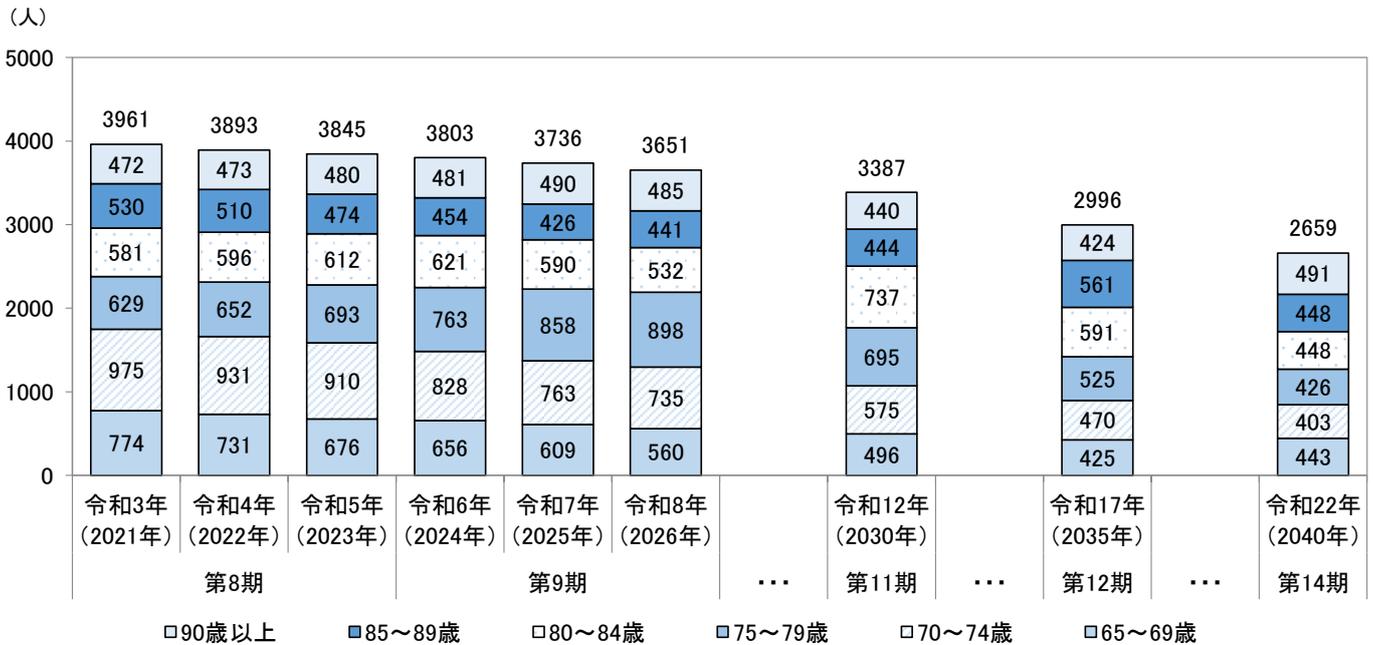
※資料：住民基本台帳 各年9月末日現在（令和3年（2021年）から令和5年（2023年））  
令和6年（2024年）以降は住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。

【前期高齢者・後期高齢者と高齢化率の推移】



※資料：住民基本台帳 各年9月末日現在（令和3年（2021年）から令和5年（2023年））  
令和6年（2024年）以降は住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。

【第1号被保険者の将来推計】



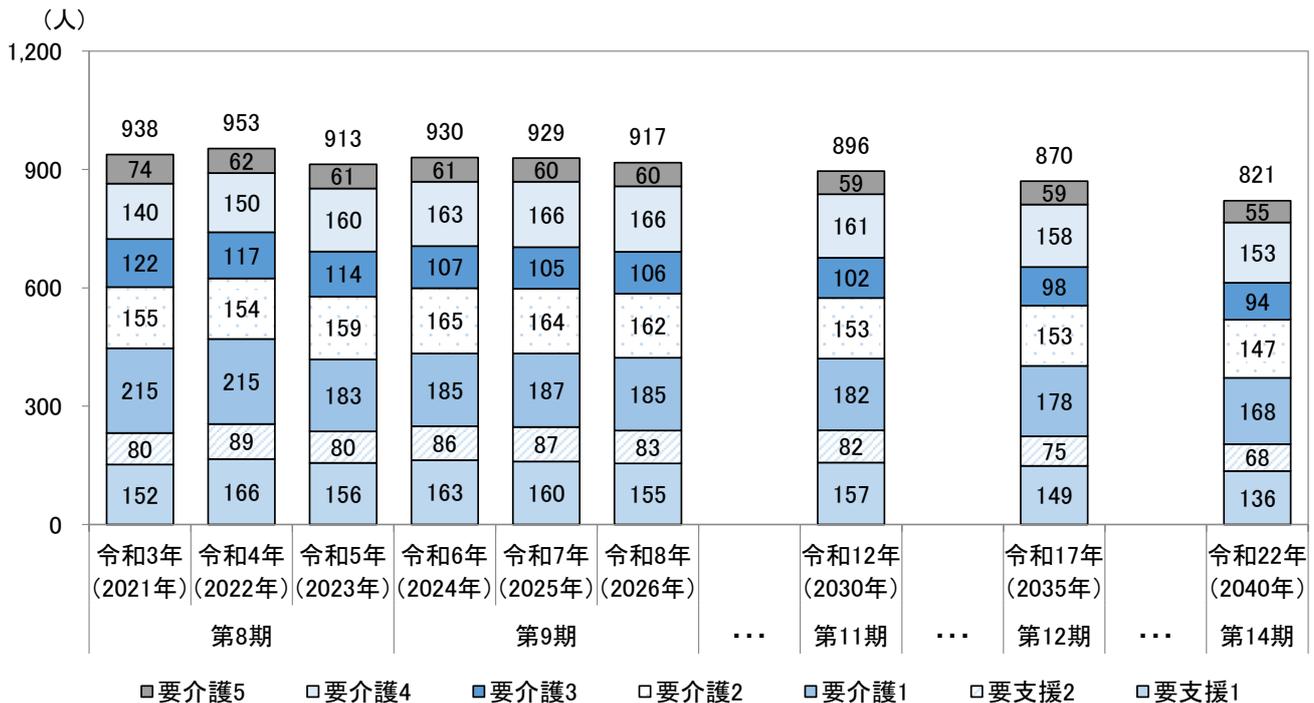
※資料：住民基本台帳 各年9月末日現在（令和3年（2021年）から令和5年（2023年））  
令和6年（2024年）以降は住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。

## (2)要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者の推計は、被保険者数の推計を基に、従来の認定状況や現状の推移から認定率の変化により推計を行い、その後、今後の施策効果など必要な要素を勘案し認定者数の推計を行っています。

令和3年（2021年）以降、増減を繰り返していた認定者数は、令和4年（2022年）年をピークに減少すると推測され、令和22年（2040年）には821人になる見込みです。

### 【要支援・要介護認定者数の推移】



※資料：地域包括ケア「見える化」システムで推計

【被保険者別要支援・要介護認定者数の推移】

	区分	要支援・要介護認定者(数)							
		計	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
令和3年 (2021年)	第1号被保険者	930	149	80	213	153	122	140	73
	第2号被保険者	8	3	0	2	2	0	0	1
	合計	938	152	80	215	155	122	140	74
令和4年 (2022年)	第1号被保険者	947	166	88	214	152	117	148	62
	第2号被保険者	6	0	1	1	2	0	2	0
	合計	953	166	89	215	154	117	150	62
令和5年 (2023年)	第1号被保険者	907	155	80	182	157	112	160	61
	第2号被保険者	6	1	0	1	2	2	0	0
	合計	913	156	80	183	159	114	160	61
令和6年 (2024年)	第1号被保険者	924	162	86	184	163	105	163	61
	第2号被保険者	6	1	0	1	2	2	0	0
	合計	930	163	86	185	165	107	163	61
令和7年 (2025年)	第1号被保険者	923	159	87	186	162	103	166	60
	第2号被保険者	6	1	0	1	2	2	0	0
	合計	929	160	87	187	164	105	166	60
令和8年 (2026年)	第1号被保険者	911	154	83	184	160	104	166	60
	第2号被保険者	6	1	0	1	2	2	0	0
	合計	917	155	83	185	162	106	166	60
令和12年 (2030年)	第1号被保険者	890	156	82	181	151	100	161	59
	第2号被保険者	6	1	0	1	2	2	0	0
	合計	896	157	82	182	153	102	161	59
令和17年 (2035年)	第1号被保険者	864	148	75	177	151	96	158	59
	第2号被保険者	6	1	0	1	2	2	0	0
	合計	870	149	75	178	153	98	158	59
令和22年 (2040年)	第1号被保険者	816	135	68	167	146	92	153	55
	第2号被保険者	5	1	0	1	1	2	0	0
	合計	821	136	68	168	147	94	153	55

※資料：地域包括ケア「見える化」システムで推計

## 第2節 介護給付サービスの見込量

要介護者に対する介護サービス量の見込み及び要支援者に対する介護予防サービス量の見込みについては、第8期（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）の利用実績から、必要な要素を総合的に勘案し、各年度におけるサービスの種類ごとの見込量を設定しています。

### 【介護サービスの見込量】

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22 (2040)年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	給付費(千円)	120,337	119,259	118,860	110,356
	回数(回)	3,431.5	3,396.8	3,384.5	3,118.5
	人数(人)	161	160	159	139
訪問入浴介護	給付費(千円)	5,962	5,250	5,250	5,250
	回数(回)	38.2	33.6	33.6	33.6
	人数(人)	8	7	7	7
訪問看護	給付費(千円)	36,521	36,307	35,985	29,710
	回数(回)	652.3	648.8	642.5	536.1
	人数(人)	85	84	83	68
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	36,518	40,932	41,514	40,393
	回数(回)	1,023.4	1,147.7	1,164.2	1,132.8
	人数(人)	82	89	90	87
居宅療養管理指導	給付費(千円)	5,752	5,848	5,752	4,919
	人数(人)	55	56	55	47
通所介護	給付費(千円)	160,808	159,943	157,316	134,110
	回数(回)	1,699.1	1,685.0	1,654.9	1,404.2
	人数(人)	162	161	158	133
通所リハビリテーション	給付費(千円)	44,732	43,999	43,980	33,489
	回数(回)	490.1	484.0	477.7	369.6
	人数(人)	64	63	62	47
短期入所生活介護	給付費(千円)	81,223	80,656	79,612	73,915
	日数(日)	768.0	763.2	752.3	691.4
	人数(人)	53	53	52	47
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	6,655	7,840	7,840	8,052
	日数(日)	53.2	62.6	62.6	64.9
	人数(人)	6	7	7	7
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和 22 (2040)年度	
	人数(人)	0	0	0	0	
	短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0	0
	福祉用具貸与	給付費(千円)	36,454	37,242	36,902	32,837
		人数(人)	263	267	264	232
	特定福祉用具 購入費	給付費(千円)	1,902	1,902	1,902	2,618
		人数(人)	5	5	5	7
	住宅改修費	給付費(千円)	4,536	4,536	4,536	5,649
		人数(人)	4	4	4	5
特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	2,196	2,199	2,199	2,199	
	人数(人)	1	1	1	1	
給付費小計		543,596	545,913	541,648	483,497	
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	給付費(千円)	4,782	7,878	7,878	12,512	
	人数(人)	4	6	6	9	
夜間対応型 訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	
地域密着型 通所介護	給付費(千円)	6,027	8,668	8,668	9,326	
	回数(回)	67.7	95.3	95.3	102.2	
	人数(人)	6	10	10	11	
認知症対応型 通所介護	給付費(千円)	2,665	18,726	18,726	18,726	
	回数(回)	22.5	139.3	139.3	139.3	
	人数(人)	2	11	11	11	
小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	113,670	110,862	110,862	99,246	
	人数(人)	45	43	43	38	
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	75,159	75,254	75,254	66,762	
	人数(人)	27	27	27	24	
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	0	
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	5,063	5,069	5,069	7,619	
	人数(人)	2	2	2	3	
給付費小計		207,366	226,457	226,457	214,191	

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22 (2040)年度
<b>(3) 施設サービス</b>					
介護老人福祉施設	給付費(千円)	406,024	406,538	406,538	342,560
	人数(人)	130	130	130	110
介護老人保健施設	給付費(千円)	283,237	283,595	283,595	259,157
	人数(人)	88	88	88	81
介護医療院	給付費(千円)	4,302	4,308	4,308	4,308
	人数(人)	1	1	1	1
給付費小計		693,563	694,441	694,441	606,025
<b>(4) 居宅介護支援</b>	給付費(千円)	64,488	64,481	64,356	57,096
	人数(人)	356	356	355	314
給付費合計(A)		1,509,013	1,531,292	1,526,902	1,360,809

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※数値は端数調整をしているため、合計が一致しない場合がある。

#### 【介護予防サービスの見込量】

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22 (2040)年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>					
介護予防 訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	給付費(千円)	5,676	6,051	5,378	3,299
	回数(回)	123.8	132.3	117.6	71.2
	人数(人)	17	18	16	10
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費(千円)	6,982	8,001	8,001	6,506
	回数(回)	209.8	240.4	240.4	195.6
	人数(人)	19	22	22	18
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	470	470	470	470
	人数(人)	6	6	6	6
介護予防 通所リハビリテーション	給付費(千円)	18,214	17,724	17,158	13,974
	人数(人)	49	48	46	38
介護予防 短期入所生活介護	給付費(千円)	293	0	0	0
	日数(日)	5.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	1	0	0	0

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22 (2040)年度
介護予防短期入所療養 介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	1	0	0	0
介護予防短期入所療養 介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養 介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	給付費(千円)	12,164	12,060	11,939	9,102
	人数(人)	107	106	105	80
特定介護予防 福祉用具購入費	給付費(千円)	864	864	864	864
	人数(人)	3	3	3	3
介護予防 住宅改修費	給付費(千円)	3,584	3,584	3,584	2,390
	人数(人)	3	3	3	2
介護予防特定施設入 居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
給付費小計		48,247	48,754	47,394	36,605
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型 通所介護	給付費(千円)	0	277	277	277
	回数(回)	0.0	3.0	3.0	3.0
	人数(人)	0	1	1	1
介護予防小規模多機能 型居宅介護	給付費(千円)	3,904	3,417	3,417	2,924
	人数(人)	7	6	6	5
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
給付費小計		3,904	3,694	3,694	3,201
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	8,346	8,010	7,954	6,629
	人数(人)	145	139	138	115
給付費合計(B)		60,497	60,458	59,042	46,435

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※数値は端数調整をしているため、合計が一致しない場合がある。

## 【標準給付費の見込量】

単位：千円

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22 (2040)年度
総給付費 (A) + (B)	1,569,510	1,591,750	1,585,944	1,407,244
特定入所者介護サービス費等給付額	65,492	65,537	65,537	68,325
高額介護サービス費等給付額	40,812	40,873	40,866	35,694
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,200	6,200	6,200	8,958
審査支払手数料	1,375	1,375	1,375	1,167
標準給付費見込額(C)	1,683,389	1,705,735	1,699,922	1,521,388

※数値は端数調整をしているため、合計が一致しない場合がある。

### 第3節 地域支援事業の見込量

地域支援事業は大きく分けて2つの事業で構成されています。(第3章第2節「地域支援事業の構成図」参照)

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)、包括的支援事業・任意事業は、それぞれにおいて事業費の上限額が決められており、その範囲内で事業を実施していくことになります。

各事業の見込量については、令和5(2023)年度の実績を参考に、各年度における見込量を設定しています。

#### 【地域支援事業費の見込量】

単位:千円

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22 (2040)年度
介護予防・日常生活支援総合事業				
介護予防・生活支援サービス事業	18,110	18,110	18,110	12,842
介護予防ケアマネジメント事業	3,800	3,800	3,800	2,072
一般介護予防事業	6,468	6,468	6,468	7,720
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	214	214	214	139
小計	28,592	28,592	28,592	22,773
包括的支援事業・任意事業				
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	13,213	13,213	13,213	15,967
任意事業	4,320	4,320	4,320	3,006
在宅医療・介護連携推進事業	2,296	2,296	2,296	2,296
生活支援体制整備事業	726	726	726	60
認知症総合支援事業	258	258	258	127
地域ケア介護推進事業費	309	309	309	85
小計	21,122	21,122	21,122	21,540
地域支援事業費(D)	49,714	49,714	49,714	44,313

※数値は端数調整をしているため、合計が一致しない場合がある。

## 第4節 サービスの給付と負担の関係

介護保険制度はサービスの給付と負担の関係が明確な社会保障制度となっています。

サービス費用は、国・都道府県・市町村の公費と、第1号被保険者、第2号被保険者の3者でまかなうこととされており、それぞれが国によって決められた一定の割合に応じて負担することとなります。

このことから、サービス費用が大きくなるほど、それぞれの負担する金額も大きくなり、結果的に第1号被保険者で負担する保険料も大きくなる仕組みとなっています。

第1号被保険者である65歳以上の人に負担していただく保険料は、介護保険の保険者である本町に納めていただきます。その額は、介護保険事業計画期間の3年間で見込まれるサービス費用に基づき、第1号被保険者全体で負担すべき割合の金額から設定し、町の条例や介護保険事業計画の中で定めます。

一方、第2号被保険者である40歳～64歳の人に負担していただく保険料は、第2号被保険者が加入している医療保険において医療保険に上乗せして納めていただきます。その保険料額は市町村が定めるのではなく、各医療保険者が加入者数に応じて負担していましたが、これを被用者保険間では報酬額に比例して負担する仕組みとなりました。

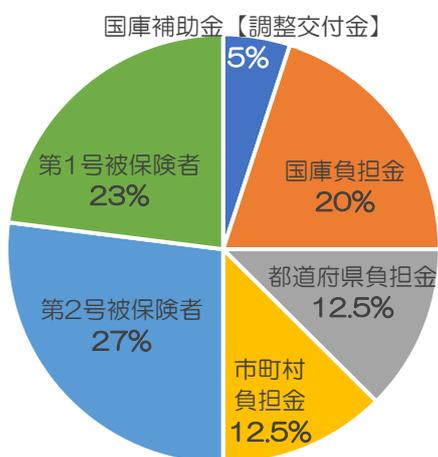
### (1) 保険給付費の財源構成

保険給付費の財源は、基本的に、50%が国・都道府県・市町村の公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者が負担する保険料で構成されます。

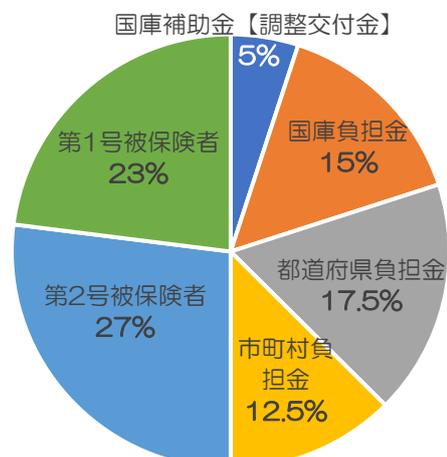
保険料の負担割合は、国が全国ベースの人数比率で決定し、全国平均で見た一人当たりの保険料額が第1号被保険者と第2号被保険者の間で同一水準となるよう設定されます。

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間については、前期計画から変更なく第1号被保険者「23%」、第2号被保険者「27%」と定められます。

介護給付費（その他分・居宅サービス等）



介護給付費（施設等分）

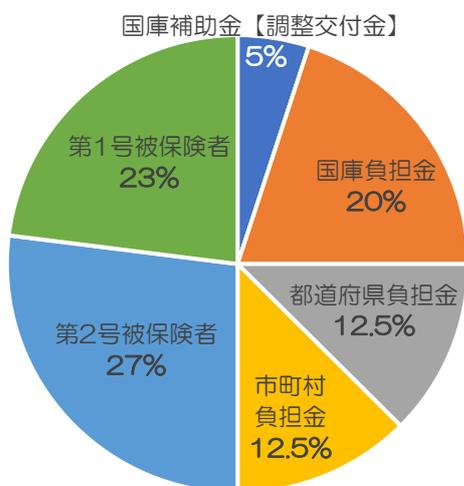


## (2)地域支援事業費の財源構成

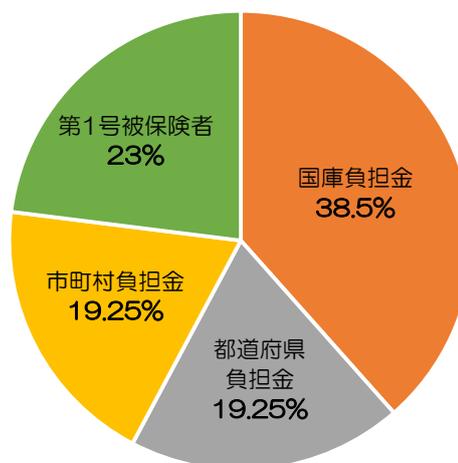
地域支援事業費の財源は、介護予防・日常生活支援総合事業では保険給付費における居宅サービス等給付費と同様に、50%が国・都道府県・市町村の公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者が負担する保険料で構成されます。保険料の負担割合は、保険給付費と同様に、第1号被保険者「23%」、第2号被保険者「27%」と定められています。

包括的支援事業と任意事業では、23%を第1号被保険者が負担し、残りの77%を国・都道府県・市町村の公費で負担するように定められています。

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



## (3)調整交付金について

介護保険における普通調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものであり、第1号被保険者のうち75歳以上である者の割合及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付されるものです。後期高齢者や低所得の高齢者が多いほど割合が大きくなります。

## 第5節 第1号被保険者の保険料所得段階

安定的な介護保険制度の運営のためには、被保険者の負担能力に応じてきめ細やかな保険料を賦課する必要があります。第9期の保険料段階設定にあたっては、標準段階の見直しが行われたことに伴い、本町では次のとおり13段階に設定します。

また、引き続き低所得者対策として第1段階から第3段階に該当する人には、公費を投入し保険料の軽減を行います。

### 【本町の第9期（令和6～8年度）段階区分】

段 階	対 象 者		基準に対する割合
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	(下記のいずれかに該当) 生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	×0.285
第2段階		課税年金収入額+合計所得金額が80万円超、120万円以下	×0.485
第3段階		課税年金収入額+合計所得金額が120万円超	×0.685
第4段階	住民税世帯 課税で、本人が非課税	課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	×0.9
第5段階		課税年金収入額+合計所得金額が80万円超	<基準> ×1.00
第6段階	本人が住民 税課税	合計所得金額が120万円未満	×1.2
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満	×1.3
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満	×1.5
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満	×1.7
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満	×1.9
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満	×2.1
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満	×2.3
第13段階		合計所得金額が720万円以上	×2.4

※第1段階から第3段階の基準に対する割合は、低所得者に対する介護保険料軽減後の割合です。  
軽減割合は、第1段階(0.17)、第2段階(0.2)、第3段階(0.005)です。

各年度における所得段階別加入者については、令和5年（2023年）の所得段階別加入者や基準所得の見直しを鑑み、次のとおり推計しました。

【所得段階別加入者数の推計】

単位：人

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22 (2040)年度
第1段階	852	837	818	596
第2段階	472	463	453	330
第3段階	368	362	353	257
第4段階	333	327	319	233
第5段階	447	439	429	312
第6段階	601	590	577	420
第7段階	460	452	442	322
第8段階	152	150	146	107
第9段階	52	51	50	36
第10段階	30	29	29	21
第11段階	10	9	9	7
第12段階	7	7	6	5
第13段階	19	20	20	13
計	3,803	3,736	3,651	2,659

保険料収納必要額を第1号被保険者数で割った額が年間の保険料額となりますが、保険料の負担は所得段階によって異なります。

そのため、保険料の算出には所得段階別加入割合補正後被保険者数（各年度の保険料段階別第1号被保険者数に保険料基準に対する比率を乗じて算出した被保険者数）を用います。

所得段階別加入割合補正後被保険者数は次のとおりです。



【所得段階別加入割合補正後被保険者数の推計】

(単位：人)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
3,487	3,426	3,349	2,438

## 第6節 第1号被保険者の保険料額

本計画期間の3年間で必要となる第1号被保険者の保険料総額は855,901千円となります。予定保険料収納率が99.0%と想定すると第1号被保険者の保険料基準額は月額7,020円となります。

### 【第1号被保険者の保険料額の推計】

単位:千円

	第9期			令和22 (2040)年度
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	
標準給付費見込額(C)	1,683,389	1,705,735	1,699,922	1,521,388
地域支援事業費(D)	49,714	49,714	49,714	44,313
介護予防・日常生活支援総合事業	28,592	28,592	28,592	22,773
包括的支援・任意事業	21,122	21,122	21,122	21,540
第1号被保険者負担分相当額(E) =((C)+(D))×23% ※22年度は×26%	398,614	403,753	402,416	407,082
調整交付金相当額(F)5%	85,599	86,716	86,426	77,208
調整交付金見込額(G)	173,253	172,392	172,679	197,807
準備基金取崩額(H)	77,600			0
保険者機能強化推進交付金等(I)	11,700			0
保険料収納必要額(J)	855,901			286,483

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和22(2040) 年度
予定保険料収納率(K)	99.0%			99.0%
所得段階別加入割合補正後被保険者数(L)	10,262人			2,438人
保険料基準額(月額)	7,020円			9,892円

保険料収納必要額(J) = 第1号被保険者負担相当額(E) + 調整交付金相当額(F) - 調整交付金見込額(G) - 準備基金取崩額(H) - 保険者機能強化推進交付金等(I)

保険料基準額(月額) = 保険料収納必要額(J) / 予定保険料収納率(K) / 所得段階別加入割合補正後被保険者数(L) / 12か月